

平成22年第2回甲良町議会臨時会会議録

平成22年4月15日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
第4 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
第5 発議第3号 甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等の調査経費に関する決議

◎会議に出席した議員（10名）

2番	丸山 恵二	3番	木村 修
4番	金澤 博	5番	山崎 昭次
6番	宮崎 光一	7番	建部 孝夫
8番	藤堂 一彦	9番	西澤 伸明
10番	藤堂 与三郎	11番	山田 壽一

◎会議に欠席した議員

1番 濱野 圭市

◎会議に出席した説明員

町長	北川 豊昭	教育長	藤原 新祐
総務課長	山本 貢造	会計管理者	山本 昇
税務課長	建部 真理子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 村田 和久廣 書記 宝来 正恵

(午前 11 時 00 分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は 10 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 22 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 藤堂一彦議員および 9 番 西澤議員を指名いたします。

次に、日程第 2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成 22 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、急な開催にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成 22 年度の 4 月を迎えるにあたって、私の選挙公約でありました行政組織の活性化とスリム化、そして住民の方にわかりやすい職場体制をつくるということで、機構改革を実施いたしました。役場人事組織表でご覧いただいたように、今回の 4 月異動は大きな職員異動となりました。職員には仕事を通じて実行の中から意識改革が生まれること、自己の行政改革を進めよと訴え、チームワークで課題に対応することを呼びかけているところでございます。この新しい組織体制で、信頼される町政、開かれた町政、町民合意の町政を進めてまいり所存でございます。議員各位のご支援をお願い申し上げます。

5 月 8 日には高虎サミットも出生の地である本町で開催いたします。現在、実行委員会で企画立案をいただき、着々と準備も進んでおります。ゆかりの地より 150 名余りのお客様もお迎えすることになります。ポスターもでき上がり、各方面でアピールもいただいております。在士集落はもとより、町を挙げてのイベントとして盛り上げをお願いするものであります。世は歴史ブーム、この時期に甲良の歴史・文化、まちづくりや人の力、特産品等、大

いに情報発信してまいりたいと思っております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成22年3月31日付で専決処分しました甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について承認をお願いするものであります。承認第2号は、財物事故による損害の額を定めることについて専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

○山田議長 次に、日程第3 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第1号 専決処分につき承認を求めることについて（甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を提出する。

平成22年4月15日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○建部税務課長 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付則。

1、施行期日。この条例は平成22年4月1日から施行する。

2、経過措置。改正後の甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例第2条第1項の規定は、平成22年4月1日以後に工業生産設備を新設し、または増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、または増設した者については、なお従前の例による。

以上です。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

不均一課税の内容と、それから、ここにあります工業生産設備、そして事業者、どういう対象なのかということでありまして、そして、今回期間が延長されるということでありまして、その期間延長の理由について。3点、ご説明よろしくお願ひします。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 内容といたしましては、税率でよろしかったんでしょうか。不均一課税は、一定の財政基盤の弱い地方公共団体が工業生産設備の新增設にかかる固定資産税について不均一課税をした場合には、当該不均一課税による減収額の一部を基準財政収入額の算定から控除し、地方交付税で補填することにより、地方公共団体の負担を軽減する措置がとられていることについて、今回それに合わせて甲良町の固定資産税の不均一課税の中の期間延長を2年間するものであります。

法律の施行令の一部改正により、それに合わせて甲良町の条例の一部改正を行うものです。

対象ですが、工業生産設備については取得価格が10億円を超え、かつ、これを事業のように供した場合に増加する雇用者数が50人を超える者が対象となっております。

事業者は同じことですが、甲良町としては今現在おられません。

よろしくお願ひします。

(「延長の理由です。2年間延長の理由を。一番最初に」の声あり)。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 政令で定まったので、それにより改正するものです。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 延長の理由でございますけども、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令および中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案が3月26日に閣議決定をされまして、4月1日より施行されるということになりましたので、それに伴いまして本町の条例も一部改正をいたすものでございます。よろしくお願ひいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 不均一課税の中身についてご回答いただけていないんです。不均一ということは、通常1.4%がこういうように軽減されるという内容ですので、ご説明お願ひいたします。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 税率1.4%を初年度は100分の0.7とし、50%減となります。第2年度は100分の1.05とし、25%減となります。第3

年度は100分の1.225となり、12.5%の減となります。

以上です。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の改正、総務課長の説明にありましたように、3月26日閣議決定がされた内容であります。対象が現行改正案のところに並べていますように、10億円を超え、そして従業員数、雇入れ人数が50人を超えるということで、規模の大きな事業者でありまして、甲良町内には存在しないということから見ましても、もともと今の不況の中でどの企業も大変であります。体力のある事業者というように思われます。体力があっても今の経済的な不況は大変なところでありますが、そういうこの基準以下のところの方が経営的にも財政的にも大変なところでありまして、そこには手が届かないというようになります。

そういう意味で、私はもともと体力のある企業に減額処置を加えるこの制度でありまして、しかも、その軽減の処置を延長するという仕組みになっています。地方自治体に交付税で処置をされるというわけですけれども、甲良町には恩典はございません。そういう意味でも、二重にこの制度そのものに私は容認できないということを表示させていただいて、討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 承認第2号 専決処分につき承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成22年4月15日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、専第2号、専決処分書でございます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしたものでございます。

それでは、別紙の方でございます。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方。住所、滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1414番地2、氏名、若林園子氏。

2、事故の概要。平成22年2月4日木曜日午後2時50分ごろ、特別支援学級交流会のため、児童の送迎の帰りに保健福祉センター駐車場から若林さんの車が出る際、車の内輪差を誤り、公用車の右側後方側面と駐車中の若林さんの車の左側前方が接触しバンパーに損傷を与えた。合わせて公用車右側後方フェンダーおよび右後方タイヤホイールを損傷した。

3、損害賠償額。13万4,070円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 損害賠償額であります。この事故に関して損害賠償の物損の保険に加入されていると思いますが、保険での補填があるのかどうか。あれば、金額が幾らになっているか、ご報告願いたいと思います。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 町村会を通しまして全国自治協会の保険に入っております。全額保険対象ということでございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 発議第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 発議第3号の提案をさせていただいて、説明をさせていただきます。

読み上げます。

甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等の調査経費に関する決議。
地方自治法第100条第11項の規定により、甲良町公共工事の入札の事務等に関する調査経費は次のとおりとする。

記。

調査経費。

本調査に要する経費は、150万円以内とする。

理由につきましては、先の決議において調査経費は「予算の範囲内」としたが、調査に要する経費の限度額を明確に定めるものであります。

加えまして、一言、提案理由を補足させていただきます。

去る3月9日、いわゆる百条調査特別委員会を全議員の皆さんの賛成で設置いたしました。しかし、私の勉強不足から、第5項の調査経費について、間違いではないものの、不十分さを残したものとなり、皆さんにいろいろとお手数をかけてしまうことになりました。助言をいただいた方々には心より感謝申し上げます。

この決議が可決しましたならば、官製談合疑惑の真相解明に向けて具体的に動き出すこととなります。もう既に今までの経過の中であらわれている問題点を洗い出し解明していくことで、町民の付託に応えることができるものと確信をしております。議員諸氏の賛同をぜひともお願いいたします。

なお、150万円以内という金額は、4月9日の打ち合わせ会でもありましたように概算であり、あくまでおよその枠取りであります。調査内容の発展とともに必要となるものでありますし、したがって、4、50万で済む場合もあれば、100万円を超す場合もございます。あくまで予算の枠取りを限度額を定めるというのが法の趣旨になっておりますので、ご理解のほどよろしく願いまして、提案理由説明とさせていただきます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、発議第3号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。
起立多数であります。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
決議が可決されましたので、(案)の削除をお願いいたします。
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
最後に、町長のあいさつがあります。
北川町長。

○北川町長 本日、第2回目の臨時議会を開催させていただきました。承認案件2件、不均一課税の件と損害賠償の件、すべてご審議いただき、ご承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、先ほどは官製談合疑惑に関する発議に対しまして、新たに大枠として150万の予算を議決いただきました。去る3月議会におきまして百条委員会が設置をされ、今日までの間で予算の枠取りがないと今後進まないというようなこともございまして、急を要する本会議というようなことで、本日の本会議を開催させていただいた経緯がございます。

これから議員の皆さんにおかれましては、百条委員会の中できちっと進めていただいて、一日も早くこの問題が解決する方向に進めていただけたら大変ありがたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願い申しあげまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。ご苦労さんでございました。

○山田議長 それでは、これをもって、平成22年第2回甲良町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 西 澤 伸 明